



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

福島労働局

Press Release

報道関係者 各位

令和6年6月25日

【照会先】

福島労働局労働基準部監督課

課長 渡辺 満

監察監督官 高田 豊和

(電話)024(536)4602

福島第一原子力発電所での廃炉作業、福島県内での除染等の業務等を行う事業場への監督指導結果（令和5年）を公表します

福島労働局（局長 井口 真嘉）では、令和5年1月から令和5年12月までの間に、①福島第一原子力発電所での廃炉作業、②福島県内での汚染土壌等の除染等の業務、③福島県内での汚染土壌等の収集・運搬業務、④中間貯蔵施設等での事故由来廃棄物等の処分業務を行う事業場に対し、管内の労働基準監督署が実施した監督指導の結果について取りまとめましたので公表します。

引き続き、これらの業務に従事する労働者の安全と健康及び労働条件の確保のため、労働安全衛生法令に基づく安全衛生管理体制の確立、リスクアセスメントの実施、一元的な被ばく線量管理、被ばく低減対策、健康管理対策の徹底並びに労働基準法等の遵守による基本的労働条件の確立等が図られるよう、監督指導を行ってまいります。

◆ 監督指導結果のポイント

1 福島第一原子力発電所での廃炉作業

監督指導実施事業場数

292 事業場

うち、労働者の安全・衛生・労務管理関係の違反事業場数

70 事業場 (24.0%)

【違反事業場の状況】

・現場における安全衛生関係の措置に関する違反事業場数

3 事業場 (1.0%)

・労務管理関係の違反事業場数

62 事業場 (21.2%)

2 福島県内での汚染土壌等の除染等の業務

監督指導実施事業場数	131 事業場
うち、労働者の安全・衛生・労務管理関係の違反事業場数	32 事業場 (24.4%)
【違反事業場の状況】	
・現場における安全衛生関係の措置に関する違反事業場数	7 事業場 (5.3%)
・労務管理関係の違反事業場数	13 事業場 (9.9%)

3 福島県内での汚染土壌等の収集・運搬業務

監督指導実施事業場数	38 事業場
うち、労働者の安全・衛生・労務管理関係の違反事業場数	13 事業場 (34.2%)
【違反事業場の状況】	
・現場における安全衛生関係の措置に関する違反事業場数	4 事業場 (10.5%)
・労務管理関係の違反事業場数	6 事業場 (15.8%)

4 中間貯蔵施設等での事故由来廃棄物等の処分業務

監督指導実施事業場数	76 事業場
うち、労働者の安全・衛生・労務管理関係の違反事業場数	24 事業場 (31.6%)
【違反事業場の状況】	
・現場における安全衛生関係の措置に関する違反事業場数	2 事業場 (2.6%)
・労務管理関係の違反事業場数	17 事業場 (22.4%)

※1 「現場における安全衛生関係の措置に関する違反」とは、各業務の現場において、労働災害や労働者の健康障害を防止するために講ずべき措置に関する違反であり、開口部等の囲いの設置等、昇降するための設備の設置等、車両系建設機械の特定自主検査などが含まれる。

※2 「現場における安全衛生関係の措置に関する違反事業場数」、「労務管理関係の違反事業場数」には、それぞれに同一の事業場が複数計上されていること、及び「現場における安全衛生関係の措置に関する違反事業場数」、「労務管理関係の違反事業場数」は、本資料 11 頁以下に示す「健康管理関係の違反事業場数」、「元方事業者等の講ずべき措置に関する違反事業場数」を加えた4つの違反事業場数のカテゴリーのうちの2つのカテゴリーを例示したものであることから、「現場における安全衛生関係の措置に関する違反事業場数」と「労務管理関係の違反事業場数」の合計数と「労働者の安全・衛生・労務管理関係の違反事業場数」とは一致しない。

1 福島第一原子力発電所での廃炉作業

◆ 安全衛生、労務管理関係等に関する法違反の状況（11 頁及び 15、16 頁参照）

- ① 現場における安全衛生関係の措置については、高所作業車の作業計画、開口部等での作業、昇降するための設備の設置等に関する違反事業場がみられる。
- ② 健康管理関係については、電離健康診断結果の報告、医師による面接指導のための労働時間の状況の把握に関する違反事業場がみられる。
- ③ 労務管理関係については、割増賃金の支払、就業規則の作成・届出、賃金台帳の調製、年休管理簿の作成、定期賃金の支払、年次有給休暇、時間外労働、労働条件の明示、休日、労働者名簿に関する違反事業場がみられる。

◆ 労働基準監督署の主な対応

- ① 現場における安全衛生関係の措置については、高所作業車の作業計画、開口部等での作業、昇降するための設備の設置等に関する違反など、これらの措置が講じられていない場合、重篤な労働災害の原因となり得ることから、是正確認後も同様の違反が生じないように指導を行っている。
- ② 健康管理関係については、電離健康診断結果報告書の提出を失念していたケースについては、未提出を繰り返さないよう指導を行っている。また、医師による面接指導のための労働時間の状況の把握に関する違反事業場がみられるが、これは労働者の健康確保のために重要な措置であり、確実に実施されるよう指導を行っている。
- ③ 労務管理関係については、時間外労働などに対する割増賃金の算定基礎に算入すべき手当を含んでいない、就業規則を所轄労働基準監督署長に届け出していない、賃金台帳に労働時間数などの必要事項が記載されていないなど労務管理の基本的事項に違反がみられることから、法令の理解が進むよう監督指導時に法令の内容を丁寧に説明している。

指 導 事 例 ～こうした指導により違反の是正を図っています～

①現場における安全衛生関係の措置	●開口部等での作業	指導内容 高さが2 m以上の作業床の端等、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所において、労働者が要求性能墜落制止用器具を親綱に掛けずに作業を行っていたことから、同器具を親綱に掛けて作業を行わせるよう指導を行った（安衛則第 519 条）。
	●昇降設備等の設置	指導内容 高さが1.5m を超える箇所で作業を行う場合において、当該箇所へ安全に昇降するための設備が設けられていなかったことから、安全に昇降するための設備を設けるよう指導を行った（安衛則第 526 条）。
②健康管理関係	●医師による面接指導のための労働時間の状況の把握	指導内容 出勤簿に○印を付すのみ等、各労働者の労働時間の状況が客観的な方法により把握されていなかったことから、客観的な方法により労働時間の状況を把握するよう指導を行った（安衛法第 66 条の 8 の 3）。
③労務管理関係	●割増賃金の算定基礎に算入すべき賃金	指導内容 労働者に支給する手当の一部について割増賃金の算定基礎に含めておらず、時間外労働及び深夜労働に対する割増賃金の支払金額が不足していたことから、不足分の割増賃金を支払うよう指導を行った（労基法第 37 条）。
	●賃金台帳の記載事項	指導内容 賃金台帳に労働時間数、時間外労働時間数等の法定事項が記載されていなかったことから、法定事項を賃金台帳に記載するよう指導を行った（労基法第 108 条）。
④元方事業者等の講ずべき措置	●元方事業者の講ずべき措置	指導内容 下請事業者の労働安全衛生法令違反について、事業の全般を管理している元方事業者が、当該下請事業者には法令違反が生じることのないよう必要な指導を行っていなかったことから、確実に指導するよう当該元方事業者に指導を行った（安衛法第 29 条）。

2 福島県内での汚染土壌等の除染等の業務

◆ 安全衛生、労務管理関係等に関する法違反の状況（12 頁及び 17、18 頁参照）

- ① 現場における安全衛生関係の措置については、車両系建設機械の特定自主検査、移動式クレーンの月次検査、除染等作業場所における調査結果の労働者への明示、除染等作業場所における喫煙等の禁止、開口部等での作業、車両系建設機械の月次検査に関する違反事業場がみられる。
- ② 健康管理関係については、除染等電離健康診断結果の報告、石綿健康診断結果の報告、医師による面接指導のための労働時間の状況の把握、電離健康診断結果の報告に関する違反事業場がみられる。
- ③ 労務管理関係については、時間外労働、就業規則の作成・届出、割増賃金の支払、定期賃金の支払、年次有給休暇、賃金台帳の調製、年休管理簿の作成、労働条件の明示、1 年単位の変形労働時間制に関する違反事業場がみられる。

◆ 労働基準監督署の主な対応

- ① 現場における安全衛生関係の措置については、車両系建設機械の特定自主検査、移動式クレーンの月次検査、除染等作業場所における調査結果の労働者への明示、除染等作業場所における喫煙等の禁止、開口部等での作業、車両系建設機械の月次検査に関する違反など、これらの措置が講じられていない場合、重篤な労働災害又は健康障害の原因となり得ることから、是正確認後も同様の違反が生じないよう指導を行っている。
- ② 健康管理関係については、除染等電離健康診断結果報告書、電離健康診断結果報告書、石綿健康診断結果報告書の提出を失念していたケースについては、未提出を繰り返さないよう指導を行っている。また、医師による面接指導のための労働時間の状況の把握に関する違反事業場がみられるが、これは労働者の健康確保のために重要な措置であり、確実に実施されるよう指導を行っている。
- ③ 労務管理関係については、時間外労働及び休日労働に関する協定を所轄労働基準監督署長に届け出していないにもかかわらず、1 日 8 時間、1 週 40 時間を超えて労働を行わせている、労働者を常時 10 名以上使用しているにもかかわらず、変更した就業規則を所轄労働基準監督署長に届け出していない、週の法定労働時間（40 時間）を超えて時間外労働を行わせているにもかかわらず、当該労働時間分の割増賃金を支払っていないなど労務管理の基本的事項に違反がみられることから、法令の理解が進むよう監督指導時に法令の内容を丁寧に説明している。

指 導 事 例 ～こうした指導により違反の是正を図っています～

①現場における安全衛生関係の措置	●開口部等での作業	指導内容 高さが2 m以上の作業床の端等、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所において、労働者が要求性能墜落制止用器具を親綱に掛けずに作業を行っていたことから、同器具を親綱に掛けて作業を行わせるよう指導を行った（安衛則第 519 条）。
	●移動式クレーンの月次検査	指導内容 移動式クレーンの月次検査を行っていなかったことから、法定事項について月次検査を行うよう指導を行い（クレーン則第 77 条）、また、同違反を繰り返さないよう点検整備体制の確立について指導した。
②健康管理関係	●除染等電離健康診断結果報告書の提出	指導内容 除染等電離放射線健康診断結果報告書を所轄労働基準監督署長に提出していなかったことから、除染等電離放射線健康診断を実施後、遅滞なく提出するよう指導を行った（除染電離則第 24 条）。
③労務管理関係	●時間外労働	指導内容 時間外労働及び休日労働に関する協定を所轄労働基準監督署長に届け出ていないにもかかわらず、1日8時間、1週40時間を超えて労働を行わせていたことから、同協定を届け出るよう指導を行った（労基法第 32 条）。
	●割増賃金を支払うべき時間外労働時間	指導内容 週の労働時間が法定労働時間（40 時間）を超えた部分について時間外労働として取り扱っておらず、割増賃金の支払いを行っていなかったことから、不足分の割増賃金を支払うよう指導を行った（労基法第 37 条）。
④元方事業者等の講ずべき措置	●元方事業者の講ずべき措置	指導内容 下請事業者の労働安全衛生法令違反について、事業の全般を管理している元方事業者が、当該下請事業者に法令違反が生じないように必要な指導を行っていなかったことから、確実に指導するよう当該元方事業者に指導を行った（安衛法第 29 条）。

3 福島県内での汚染土壌等の収集・運搬業務

◆ 安全衛生、労務管理関係等に関する法違反の状況（13 頁及び 19 頁参照）

- ① 現場における安全衛生関係の措置については、除染等作業場所における調査結果の労働者への明示、移動式クレーンの作業の方法等の決定等、車両系建設機械の作業計画に関する違反事業場がみられる。
- ② 健康管理関係については、除染等電離健康診断結果の報告、医師による面接指導のための労働時間の状況の把握に関する違反事業場がみられる。
- ③ 労務管理関係については、時間外労働、賃金台帳の調製、割増賃金の支払、就業規則の作成・届出、年次有給休暇、年休管理簿の作成に関する違反事業場がみられる。

◆ 労働基準監督署の主な対応

- ① 現場における安全衛生関係の措置については、除染等作業場所における調査結果の労働者への明示、移動式クレーンの作業の方法等の決定等、車両系建設機械の作業計画に関する違反など、これらの措置が講じられていない場合、重篤な健康障害又は労働災害の原因となり得ることから、是正確認後も同様の違反が生じないように指導を行っている。
- ② 健康管理関係については、除染等電離健康診断結果報告書の提出を失念していたケースについては、未提出を繰り返さないよう指導を行っている。また、医師による面接指導のための労働時間の状況の把握に関する違反事業場がみられるが、これは労働者の健康確保のために重要な措置であり、確実に実施されるよう指導を行っている。
- ③ 労務管理関係については、時間外労働及び休日労働に関する協定を所轄労働基準監督署長に届け出していないにもかかわらず、1日8時間、1週40時間を超えて労働を行わせている、賃金台帳に時間外労働時間数などの必要事項が記載されていないなど労務管理の基本的事項に違反がみられることから、法令の理解が進むよう監督指導時に法令の内容を丁寧に説明している。

指 導 事 例 ～こうした指導により違反の是正を図っています～

① 現場における安全衛生関係の措置	●移動式クレーンの作業の方法等の決定等	指導内容 移動式クレーンを用いて作業を行うときに作成した作業計画書等について関係労働者に周知していなかったことから、関係労働者に周知するよう指導を行った（クレーン則第 66 条の 2）。
	●除染等作業場所における調査結果の労働者への明示	指導内容 除去土壌の保管場において、除去土壌の放射能濃度を廃棄物収集等業務に従事する労働者に明示していなかったことから、明示するよう指導を行った（除染電離則第 7 条）。
② 健康管理関係	●医師による面接指導のための労働時間の状況の把握	指導内容 出勤簿に○印を付すのみ等、各労働者の労働時間の状況が客観的な方法により把握されていなかったことから、客観的な方法により労働時間の状況を把握するよう指導を行った（安衛法第 66 条の 8 の 3）。
	●時間外労働	指導内容 時間外労働及び休日労働に関する協定を所轄労働基準監督署長に届け出ていないにもかかわらず、1日8時間、1週40時間を超えて労働を行わせていたことから、同協定を届け出るよう指導を行った（労基法第 32 条）。
③ 労務管理関係	●賃金台帳の記載事項	賃金台帳に労働時間数、時間外労働時間数等の法定事項が記載されていなかったことから、法定事項を賃金台帳に記載するよう指導を行った（労基法第 108 条）。
	●元方事業者の講ずべき措置	指導内容 下請事業者の労働安全衛生法令違反について、事業の全般を管理している元方事業者が、当該下請事業者法令違反が生じないよう必要な指導を行っていなかったことから、確実に指導するよう当該元方事業者に指導を行った（安衛法第 29 条）。

4 中間貯蔵施設等での事故由来廃棄物等の処分業務

◆ 安全衛生、労務管理関係等に関する法違反の状況（14 頁及び 19 頁参照）

- ① 現場における安全衛生関係の措置については、車両系建設機械の作業計画、掃除等の場合の機械の運転停止等に関する違反事業場がみられる。
- ② 健康管理関係については、電離健康診断結果の報告、医師による面接指導のための労働時間の状況の把握、心理的な負担の程度を把握するための検査結果等の報告に関する違反事業場がみられる。
- ③ 労務管理関係については、割増賃金の支払、就業規則の作成・届出、年次有給休暇、定期賃金の支払、賃金台帳の調製、年休管理簿の作成に関する違反事業場がみられる。

◆ 労働基準監督署の主な対応

- ① 現場における安全衛生関係の措置については、車両系建設機械の作業計画、掃除等の場合の機械の運転停止等に関する違反があり、この措置が講じられていない場合、重篤な労働災害の原因となり得ることから、是正確認後も同様の違反が生じないように指導を行っている。
- ② 健康管理関係については、電離健康診断結果報告書、心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書の提出を失念していたケースについては、未提出を繰り返さないよう指導を行っている。また、医師による面接指導のための労働時間の状況の把握に関する違反事業場がみられるが、これは労働者の健康確保のために重要な措置であり、確実に実施されるよう指導を行っている。
- ③ 労務管理関係については、法定の率以上で計算した割増賃金が支払われていない、労働者を常時 10 名以上使用しているにもかかわらず、変更した就業規則を所轄労働基準監督署長に届け出していないなど労務管理の基本的事項に違反がみられることから、法令の理解が進むよう監督指導時に法令の内容を丁寧に説明している。

指導事例 ～こうした指導により違反の是正を図っています～

①現場における安全衛生関係の措置	●車両系建設機械の作業計画	指導内容 車両系建設機械（ローラー）を用いて作業を行うときに、作業計画が定められていなかったことから、作業計画を策定し、当該作業計画により作業を行うよう指導を行った（安衛則第 155 条）。
	●掃除等の場合の運転停止等	指導内容 減容化施設内の機械の清掃作業を行うときに、当該機械の運転を停止せずに清掃作業を行っていたことから、運転を停止してから清掃作業を行うよう指導を行った（安衛則第 107 条）。
②健康管理関係	●電離健康診断結果の報告	指導内容 電離放射線健康診断結果報告書を所轄労働基準監督署長に提出していなかったことから、電離放射線健康診断を実施後、遅滞なく提出するよう指導を行った（電離則第 58 条）。
	●割増賃金の算定基礎に算入すべき賃金	指導内容 法定休日労働に対し、3割5分以上の率で計算した割増賃金が支払われていなかったことから、不足分の割増賃金を支払うよう指導を行った（労基法第 37 条）。
③労務管理関係	●就業規則の変更・届出	指導内容 労働者を常時 10 名以上使用しているにもかかわらず、就業規則を変更した際に所轄労働基準監督署長に届け出ていなかったことから、届出を行うよう指導を行った（労基法第 89 条）。
	●元方事業者の講ずべき措置	指導内容 下請事業者の労働安全衛生法令違反について、事業の全般を管理している元方事業者が、当該下請事業者に法令違反が生じないよう必要な指導を行っていなかったことから、確実に指導するよう当該元方事業者に指導を行った（安衛法第 29 条）。

資料

1 福島第一原子力発電所での廃炉作業（令和5年）

＜表1-1＞ 現場における安全衛生関係の措置に関する違反別事業場数

項目	違反事業場数
高所作業車の作業計画(安衛則第194条の9)	1
開口部等の囲い等の設置等(安衛則第519条)	1
昇降するための設備の設置等(安衛則第526条)	1

＜表1-2＞ 健康管理関係の違反別事業場数

項目	違反事業場数
医師による面接指導のための労働時間の状況の把握(安衛法第66条の8の3)	1
電離健康診断結果の報告(電離則第58条)	2

＜表1-3＞ 労務管理関係の違反別事業場数

項目	違反事業場数
労働条件の明示(労基法第15条)	3
定期賃金の支払(労基法第24条)	5
時間外労働(労基法第32条)	4
休日(労基法第35条)	1
割増賃金の支払(労基法第37条)	26
年次有給休暇(労基法第39条)	5
就業規則の作成・届出(労基法第89条)	22
労働者名簿(労基法第107条)	1
賃金台帳の調製(労基法第108条)	17
年休管理簿の作成(労基則第24条の7)	14

＜表1-4＞ 元方事業者等の講ずべき措置に関する違反別事業場数

項目	違反事業場数
元方事業者の講ずべき措置等(安衛法第29条)	4
物品揚卸口等についての措置(安衛則第653条)	1

※1 「表1-1」「表1-2」「表1-3」「表1-4」では、各項目に違反が認められた事業場数を重複して計上しており、前記の「監督指導のポイント」に掲げる違反事業場数とは一致しない。

2 福島県内での汚染土壌等の除染等の業務（令和5年）

＜表2-1＞ 現場における安全衛生関係の措置に関する違反別事業場数

項目	違反事業場数
車両系建設機械の定期自主検査（月次）（安衛則第168条）	1
車両系建設機械の特定自主検査（安衛則第169条の2）	2
開口部等の囲い等の設置等（安衛則第519条）	1
移動式クレーンの定期自主検査（月次）（クレーン則第77条）	2
調査結果の労働者への明示（除染電離則第7条）	2
喫煙等の禁止（除染電離則第18条）	2

＜表2-2＞ 健康管理関係の違反別事業場数

項目	違反事業場数
医師による面接指導のための労働時間の状況の把握（安衛法第66条の8の3）	1
健康診断結果報告（除染電離則第24条）	9
健康診断結果報告（電離則第58条）	1
健康診断結果報告（石綿則第43条）	2

＜表2-3＞ 労務管理関係の違反別事業場数

項目	違反事業場数
労働条件の明示（労基法第15条）	1
定期賃金の支払（労基法第24条）	4
時間外労働（労基法第32条）	6
1年単位の変形労働時間制（労基法第32条の4）	1
割増賃金の支払（労基法第37条）	4
年次有給休暇（労基法第39条）	4
就業規則の作成・届出（労基法第89条）	5
賃金台帳の調製（労基法第108条）	3
年休管理簿の作成（労基則第24条の7）	2

＜表2-4＞ 元方事業者等の講ずべき措置に関する違反別事業場数

項目	違反事業場数
元方事業者の講ずべき措置等（安衛法第29条）	7

※2 「表2-1」「表2-2」「表2-3」「表2-4」では、各項目に違反が認められた事業場数を重複して計上しており、前記の「監督指導のポイント」に掲げる違反事業場数とは一致しない。

3 福島県内での汚染土壌等の収集・運搬業務（令和5年）

<表3-1> 現場における安全衛生関係の措置に関する違反別事業場数

項目	違反事業場数
移動式クレーンの作業の方法等の決定等(クレーン則第66条の2)	1
車両系建設機械の作業計画(安衛則第155条)	1
調査結果の労働者への明示(除染電離則第7条)	2

<表3-2> 健康管理関係の違反別事業場数

項目	違反事業場数
医師による面接指導のための労働時間の状況の把握(安衛法第66条の8の3)	1
健康診断結果報告(除染電離則第24条)	2

<表3-3> 労務管理関係の違反別事業場数

項目	違反事業場数
時間外労働(労基法第32条)	5
割増賃金の支払(労基法第37条)	2
年次有給休暇(労基法第39条)	1
就業規則の作成・届出(労基法第89条)	2
賃金台帳の調製(労基法第108条)	3
年休管理簿の作成(労基則第24条の7)	1

<表3-4> 元方事業者等の講ずべき措置に関する違反別事業場数

項目	違反事業場数
元方事業者の講ずべき措置等(安衛法第29条)	3

※3 「表3-1」「表3-2」「表3-3」「表3-4」では、各項目に違反が認められた事業場数を重複して計上しており、前記の「監督指導のポイント」に掲げる違反事業場数とは一致しない。

4 中間貯蔵施設等での事故由来廃棄物等の処分業務（令和5年）

＜表4-1＞ 現場における安全衛生関係の措置に関する違反別事業場数

項目	違反事業場数
車両系建設機械の作業計画(安衛則第155条)	1
掃除等の場合の運転停止等(安衛則第107条)	1

＜表4-2＞ 健康管理関係の違反別事業場数

項目	違反事業場数
医師による面接指導のための労働時間の状況の把握(安衛法第66条の8の3)	1
電離健康診断結果の報告(電離則第58条)	4
検査及び面接指導結果の報告(安衛則第52条の21)	1

＜表4-3＞ 労務管理関係の違反別事業場数

項目	違反事業場数
定期賃金の支払(労基法第24条)	1
割増賃金の支払(労基法第37条)	6
年次有給休暇(労基法第39条)	3
就業規則の作成・届出(労基法第89条)	6
賃金台帳の調製(労基法第108条)	1
年休管理簿の作成(労基則第24条の7)	1

＜表4-4＞ 元方事業者等の講ずべき措置に関する違反別事業場数

項目	違反事業場数
元方事業者の講ずべき措置等(安衛法第29条)	3

※4 「表4-1」「表4-2」「表4-3」「表4-4」では、各項目に違反が認められた事業場数を重複して計上しており、前記の「監督指導のポイント」に掲げる違反事業場数とは一致しない。

参 考

1 福島第一原子力発電所での廃炉作業（平成 31 年～令和 5 年）

表 1 - 1 監督指導実施事業場数及び違反事業場数の推移

	平成 31 年 (令和元年)	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
監督指導実施事業場数	325	277	340	293	292
労働者の安全・衛生・労務管理関係の違反事業場数	188	123	137	67	70
違反率 (%)	57.8%	44.4%	40.3%	22.9%	24.0%
電離則・除染電離則違反の事業場数 ()内は監督実施事業場数に占める割合	22(6.8%)	10(3.6%)	7(2.1%)	3(1.0%)	2(0.7%)
現場における安全衛生関係の措置に関する違反事業場数 ()内は監督実施事業場数に占める割合	16(5.0%)	7(2.5%)	10(2.9%)	6(2.0%)	3(1.0%)
健康管理関係の違反事業場数 ()内は監督実施事業場数に占める割合	37(11.4%)	16(5.8%)	9(2.6%)	7(2.4%)	3(1.0%)
労務管理関係の違反事業場数 ()内は監督実施事業場数に占める割合	148(45.5%)	110(39.7%)	113(33.2%)	55(18.8%)	62(21.2%)
元方事業者等の講ずべき措置に関する違反事業場数 ()内は監督実施事業場数に占める割合	22(6.8%)	4(1.4%)	14(4.1%)	6(2.0%)	4(1.4%)

※ 1 「電離則・除染電離則」「現場における安全衛生関係措置」「健康管理関係」「労務管理関係」「元方事業者等の講ずべき措置」違反の事業場数には、それぞれの項目に同一の事業場が重複計上されていることから、その合計数と「労働者の安全・衛生・労務管理関係の違反事業場数」とは一致しない。

表 1 - 2 現場における安全衛生関係の措置に関する違反別事業場数の推移

項目	平成 31 年 (令和元年)	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
車両系建設機械の作業安全（安衛則第 158 条）	0	0	0	0	0
車両系建設機械の用途外使用（安衛則第 164 条）	1	0	1	0	0
車両系建設機械やフォークリフトの自主検査（安衛則第 151 条の 24、第 167 条、第 169 条の 2）	1	0	0	0	0
高所・足場での墜落防止措置（安衛則第 519 条、第 552 条、第 563 条）	3	0	0	4	1
被ばく線量の測定（電離則第 8 条）	0	0	0	0	0
線量測定結果の確認・記録（電離則第 9 条）	1	0	0	0	0
汚染の程度に応じたマスクの使用（電離則第 38 条）	0	0	0	0	0
有効な保護衣の使用（電離則第 39 条）	0	0	0	0	0
喫煙等の禁止（電離則第 41 条の 2）	0	0	0	0	0
その他	12	7	10	2	2

表 1 - 3 健康管理関係の違反別事業場数の推移

項目	平成 31 年 (令和元年)	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
一般健康診断結果についての医師の意見聴取（安衛法第 66 条の 4）	1	0	0	1	0
医師による面接指導のための労働時間の状況の把握（安衛法第 66 条の 8 の 3）	16	9	3	4	1
電離健康診断の実施（電離則第 56 条）	0	0	0	0	0
電離健康診断の結果の記録（電離則第 57 条）	7	6	0	0	0
電離健康診断結果の報告（電離則第 58 条）	16	4	6	3	2

表 1 - 4 労務管理関係の違反別事業場数の推移

項目	平成 31 年 (令和元年)	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
労働条件の明示 (労基法第 15 条)	33	9	20	0	3
定期賃金の支払 (労基法第 24 条)	19	10	15	7	5
休業手当の支払 (労基法第 26 条)	3	2	0	0	0
時間外労働 (労基法第 32 条)	36	17	12	9	4
有害業務の労働時間制限 (労基法第 36 条)	0	0	0	0	0
割増賃金の支払 (労基法第 37 条)	84	40	52	20	26
年次有給休暇 (労基法第 39 条)	1	21	19	9	5
就業規則の作成・届出 (労基法第 89 条)	64	60	28	5	22
寄宿舎規則の届出 (労基法第 95 条)	0	0	3	0	0
寄宿舎の設置等の届出 (労基法第 96 条の 2)	0	0	3	0	0
法令等の周知義務 (労基法第 106 条)	3	0	0	0	0
労働者名簿 (労基法第 107 条)	9	3	0	0	1
賃金台帳の調製 (労基法第 108 条)	53	20	27	18	17
年休管理簿の作成 (労基法第 24 条の 7)	1	13	10	4	14
その他	0	1	2	0	1

表 1 - 5 元方事業者等の講ずべき措置に関する違反別事業場数の推移

項目	平成 31 年 (令和元年)	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
元方事業者の講ずべき措置 (安衛法第 29 条)	21	4	12	6	4
注文者の講ずべき措置 (安衛法第 31 条、安衛則第 653 条、第 654 条、第 655 条)	1	0	2	0	1

※ 1 (2) 「表 1 - 2」「表 1 - 3」「表 1 - 4」「表 1 - 5」では、各項目に違反が認められた事業場数を重複して計上しており、各表の違反事業場の合計数と「表 1 - 1」の各違反事業場数とは一致しない。

2 福島県内での汚染土壌等の除染等の業務等（平成 31 年～令和 5 年）

表 2 - 1 監督指導実施事業場数及び違反事業場数の推移

	平成 31 年 (令和元年)	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
監督指導実施事業場数	131	92	92	88	131
労働者の安全・衛生・労務管理関係の違反事業場数	90	39	29	22	32
違反率 (%)	68.7%	42.4%	31.5%	25.0%	24.4%
電離則・除染電離則違反の事業場数 ()内は監督実施事業場数に占める割合	42(32.1%)	3(3.3%)	4(4.3%)	6(6.8%)	13(9.9%)
現場における安全衛生関係の措置に関する違反事業場数 ()内は監督実施事業場数に占める割合	32(24.4%)	8(8.7%)	12(13.0%)	4(4.5%)	7(5.3%)
健康管理関係の違反事業場数 ()内は監督実施事業場数に占める割合	18(13.7%)	5(5.4%)	0(0.0%)	5(5.7%)	10(7.6%)
労務管理関係の違反事業場数 ()内は監督実施事業場数に占める割合	40(30.5%)	21(22.8%)	6(6.5%)	16(18.2%)	13(9.9%)
元方事業者等の講ずべき措置に関する違反事業場数 ()内は監督実施事業場数に占める割合	19(14.5%)	9(9.8%)	11(12.0%)	2(2.3%)	7(5.3%)

※2 上記の「監督実施事業場数」ほか各違反事業場数には、「汚染土壌等の収集・運搬業務」を行う事業場は含まれていない。
 ※2(2) 「電離則・除染電離則」「現場における安全衛生関係措置」「健康管理関係」「労務管理関係」「元方事業者等の講ずべき措置」違反の事業場数には、それぞれ項目に同一の事業場が重複計上されていることから、その合計数と「労働者の安全・衛生・労務管理関係の違反事業場数」とは一致しない。

表 2 - 2 現場における安全衛生関係の措置に関する違反別事業場数の推移

項目	平成 31 年 (令和元年)	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
作業主任者の氏名等の周知 (安衛則第 18 条)	0	1	2	0	0
車両系建設機械の作業計画 (安衛則第 155 条)	1	1	0	0	0
車両系建設機械の作業安全 (安衛則第 158 条)	0	0	2	0	0
車両系建設機械の用途外使用 (安衛則第 164 条)	0	2	1	0	0
車両系建設機械やフォークリフトの自主検査 (安衛則第 151 条の 24、第 167 条、第 169 条の 2)	0	0	0	0	2
火気使用場所の火災防止 (安衛則第 291 条)	1	0	0	0	0
はい作業主任者の選任 (安衛法第 14 条、安衛則第 428 条)	1	0	0	0	0
高所・足場での墜落防止措置(安衛則第 519 条、第 552 条、第 563 条)	0	0	0	0	1
安全通路 (安衛則第 540 条)	1	0	0	0	0
クレーンの月次検査 (クレーン則第 35 条)	1	0	0	0	0
クレーンの作業開始前点検 (クレーン則第 36 条)	1	0	0	0	0
移動式クレーンの作業方法等の決定等 (クレーン則第 66 条の 2)	1	2	0	0	0
事前調査 (石綿則第 3 条)	2	0	0	0	0
外部被ばく線量の測定 (除染電離則第 5 条)	3	0	0	0	0
線量測定結果の確認、記録 (除染電離則第 6 条)	6	0	0	0	0
作業場所の事前調査・明示 (除染電離則第 7 条)	16	0	1	2	2
作業の指揮者 (除染電離則第 9 条)	0	0	0	0	0
作業の届出 (除染電離則第 10 条)	1	0	0	0	0
退出者の汚染検査 (除染電離則第 14 条)	0	0	0	0	0
持出物品の汚染検査 (除染電離則第 15 条)	0	0	0	0	0
有効な保護具の使用 (除染電離則第 16 条)	1	0	3	0	0
その他	0	2	4	3	5

表 2 - 3 健康管理関係の違反別事業場数の推移

項目	平成 31 年 (令和元年)	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
一般健康診断結果についての医師の意見聴取（安衛法第 66 条の 4）	4	1	0	0	0
医師による面接指導のための労働時間の状況の把握（安衛法第 66 条の 8 の 3）	4	3	0	2	1
特別教育の実施（除染電離則第 19 条）	0	0	0	0	0
除染等電離健康診断の実施（除染電離則第 20 条）	0	1	0	0	0
除染等電離健康診断の記録（除染電離則第 21 条）	2	0	0	0	0
除染等電離健康診断結果についての医師の意見聴取（除染電離則第 22 条）	1	0	0	0	0
除染等電離健康診断結果の報告（除染電離則第 24 条）	15	2	0	4	9
その他	0	0	0	1	3

表 2 - 4 労務管理関係の違反別事業場数の推移

項目	平成 31 年 (令和元年)	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
労働条件の明示（労基法第 15 条）	5	6	0	3	1
定期賃金の支払（労基法第 24 条）	13	3	0	0	4
休業手当の支払（労基法第 26 条）	2	0	0	0	0
時間外労働（労基法第 32 条）	21	10	3	1	6
割増賃金の支払（労基法第 37 条）	16	11	5	4	4
就業規則の作成・届出（労基法第 89 条）	16	5	0	3	5
寄宿舎規則の届出（労基法第 95 条）	2	0	0	0	0
寄宿舎の設置等の届出（労基法第 96 条の 2）	2	0	0	0	0
法令等の周知義務（労基法第 106 条）	1	0	0	1	0
労働者名簿（労基法第 107 条）	4	1	0	0	0
賃金台帳の調製（労基法第 108 条）	21	7	1	6	3
年休管理簿の作成（労基法第 24 条の 7）	0	2	0	1	2
その他	0	1	3	2	5

表 2 - 5 元方事業者等の講ずべき措置に関する違反別事業場数の推移

項目	平成 31 年 (令和元年)	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
元方事業者の講ずべき措置（安衛法第 29 条）	19	9	10	2	7
特定元方事業者の講ずべき措置（安衛法第 30 条）	0	0	0	0	0
注文者の講ずべき措置（安衛法第 31 条、安衛則第 653 条、第 654 条、第 655 条）	0	0	1	0	0

※2(3) 「表 2 - 2」「表 2 - 3」「表 2 - 4」「表 2 - 5」では、各項目に違反が認められた事業場数を重複して計上しており、各表の違反事業場の合計数と「表 2 - 1」の各違反事業場数とは一致しない。

3 福島県内での汚染土壌等の収集・運搬業務（平成31年～令和5年）

表3 監督指導実施事業場数及び違反事業場数

	平成31年 (令和元年)	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
監督指導実施事業場数	207	199	164	99	38
労働者の安全・衛生・労務管理関係の違反事業場数	138	90	67	48	13
違反率 (%)	66.7%	45.2%	40.9%	48.5%	34.2%
電離則・除染電離則違反の事業場数 ()内は監督実施事業場数件数に占める割合	15 (7.2%)	6(3.0%)	5(3.0%)	10(10.1%)	4(10.5%)
現場における安全衛生関係の措置に関する違反事業場数 ()内は監督実施事業場数件数に占める割合	28 (13.5%)	35(17.6%)	15(9.1%)	15(15.2%)	4(10.5%)
健康管理関係の違反事業場数 ()内は監督実施事業場数件数に占める割合	20 (9.7%)	9(4.5%)	4(2.4%)	8(8.1%)	3(7.9%)
労務管理関係の違反事業場数 ()内は監督実施事業場数件数に占める割合	84 (40.6%)	34(17.1%)	43(26.2%)	36(36.4%)	6(15.8%)
元方事業者等の講ずべき措置に関する違反事業場数 ()内は監督実施事業場数件数に占める割合	20 (9.7%)	23(11.6%)	10(6.1%)	4(4.0%)	3(7.9%)

※3 「電離則・除染電離則」「現場における安全衛生関係措置」「健康管理関係」「労務管理関係」「元方事業者等の講ずべき措置」違反の事業場数には、それぞれの項目に同一の事業場が重複計上されていることから、その合計数と「労働者の安全・衛生・労務管理関係の違反事業場数」とは一致しない。

4 中間貯蔵施設等での事故由来廃棄物等の処分業務（平成31年～令和5年）

表4 監督指導実施事業場数及び違反事業場数

	平成31年 (令和元年)	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
監督指導実施事業場数	139	183	102	110	76
労働者の安全・衛生・労務管理関係の違反事業場数	92	124	43	52	24
違反率 (%)	66.2%	67.8%	42.2%	47.3%	31.6%
電離則・除染電離則違反の事業場数 ()内は監督実施事業場数件数に占める割合	31 (22.3%)	5(2.7%)	4(3.9%)	9(8.2%)	4(5.3%)
現場における安全衛生関係の措置に関する違反事業場数 ()内は監督実施事業場数件数に占める割合	7 (5.0%)	11(6.0%)	1(1.0%)	11(10.0%)	2(2.6%)
健康管理関係の違反事業場数 ()内は監督実施事業場数件数に占める割合	32 (23.0%)	15(8.2%)	8(7.8%)	8(7.3%)	6(7.9%)
労務管理関係の違反事業場数 ()内は監督実施事業場数件数に占める割合	56 (40.3%)	96(52.5%)	39(38.2%)	33(30.0%)	17(22.4%)
元方事業者等の講ずべき措置に関する違反事業場数 ()内は監督実施事業場数件数に占める割合	10 (7.2%)	13(7.1%)	2(2.0%)	7(6.4%)	3(3.9%)

※4 「電離則・除染電離則」「現場における安全衛生関係措置」「健康管理関係」「労務管理関係」「元方事業者等の講ずべき措置」違反の事業場数には、それぞれの項目に同一の事業場が重複計上されていることから、その合計数と「労働者の安全・衛生・労務管理関係の違反事業場数」とは一致しない。

5 汚染土壌等の除染等の業務及び収集・運搬業務を行う事業場の発注機関別監督指導実施状況（平成31年～令和5年）

年	平成31年(令和元年)		令和2年		令和3年		令和4年		令和5年	
	国	市町村等	国	市町村等	国	市町村等	国	市町村等	国	市町村等
監督実施事業場数	288	50	155	136	197	59	164	23	155	13
違反事業場数	197	31	55	74	73	23	67	3	37	8
違反率 (%)	68.4%	62.0%	35.5%	54.4%	37.1%	39.0%	40.9%	13.0%	23.9%	61.5%

6 福島労働局における監督指導の他の取組（令和5年）

（1）福島第一原子力発電所で廃炉作業に従事する労働者の安全・健康確保のための主な取組

- ・ 東京電力ホールディングス株式会社及び元請事業場に対し、熱中症防止対策の徹底を要請（5月）
- ・ 「福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会労働安全衛生対策部会」に出席（2月、6月、10月）
- ・ 福島県危機管理部原子力安全対策課と合同の安全パトロールを実施（1月、9月）

（2）汚染土壌等の除染等の業務及び収集・運搬業務、中間貯蔵施設等での事故由来廃棄物等の処分業務に従事する労働者の安全・健康確保対策及び労働条件確保のための主な取組

- ・ 「中間貯蔵施設災害防止協議会」を開催し、福島地方環境事務所及び福島地方環境事務所発注工事の元方事業者に対し、労働災害防止について協力を要請（7月、10月）
- ・ 「福島地方環境事務所作業適正化・安全対策等協議会」の講話会において、福島地方環境事務所及び福島地方環境事務所発注工事の元方事業者に対し、労働災害防止について協力を要請（9月、12月）
- ・ 「福島地方環境事務所作業適正化・安全対策等協議会」の研修会において、福島地方環境事務所発注工事に従事する事業者に対し、労働基準関係法令を説明（10月）
- ・ 県内工事関係者連絡会議を開催し、公共工事の発注機関等に対し、労働災害防止対策について協力を要請（6月）